

「ふるさと納税」制度導入等に関する意見書

現在、経済財政諮問会議をはじめ、国の様々な検討機関の議論において、地域間の税源の偏在を是正すべきとの意見が出されています。

こうした意見は、都市と地方の税収格差是正という名目の下、いわゆる「ふるさと納税」制度の導入や法人二税の税収の人口による配分などの見直し等として、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2007」に盛り込まれました。

こうした議論は、国と地方の役割を見直し、権限と財源を実質的に国から地方へ移す抜本的な三位一体改革を後回しにし、地方の自由度を拡大せず、地方交付税の財源が削減された現状を放置し、税収のみで東京が富裕だとする千代田区を含めた東京の実情を見ない議論です。

このような見直しが実施されれば、東京をはじめとする大都市の財源が奪われることとなり、義務教育施設の改築、介護、ごみ回収など極度に集中した膨大な行政需要に対応できなくなります。しかも、職員数の削減をはじめ、行政改革を推し進めている特別区等の努力を軽視しているものと言わざるを得ません。

本来あるべき地方分権改革の原点に立ち返り、東京固有の地方税収を地方間の財政調整の財源として用いることのないよう、一日も早く国と地方との役割分担を見直した上で、地方交付税の財源保障も含め、それに見合った実質的な税財源を確保するための根本的な議論を行うべきであります。

よって、千代田区議会は、国会及び政府に対し、地方税財源の偏在是正の名の下に、東京の税財源を不合理に奪うような見直しを行わないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成19年6月22日

千代田区議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

あて

財務大臣

経済産業大臣

経済財政政策担当大臣